厚生労働大臣

加藤 勝信 様

第9期介護保険制度改定に向けた意見書

日本高齢者生活協同組合連合会 2022年12月20日

<改定の内容について>

第9期介護保険制度の改定に向けて国の社会保障審議会・介護保険部会が開催されています。その中で「給付と負担について」の議論が3回実施されました。そこでの論点は、以下の7点でした。

- (1)被保険者範囲・受給権者範囲
- (2) 補足給付に関する給付の在り方
- (3) 多床室の室料負担
- (4) ケアマネジメントに関する給付の在り方
- (5) 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
- (6)「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準
- (7) 高所得者の1号保険料の負担の在り方

上記論点について私たち日本高齢者生活協同組合連合会は、加盟会員の利用者の実態把握を行い、改定が実施された場合、利用者及び事業者にどのような影響が出るか、というアンケートを実施しました。その結果も含め、当連合会として第9期介護保険改定について意見を述べたいと思います。

1. 利用料2割負担の拡大に反対します

特に大きな影響が想定されるのが、利用料の負担増です。現在の生活実態から利用料が2割になることに対する懸念が大きく、導入された場合には「利用を控える」という声が圧倒的多数を占めています。2割負担の拡大についは「後期高齢者医療の2割負担となる層と同じ水準年金収入等200万円」ということが出されていますが、年間200万円は、1ケ月に16万7千円で、現在の年間280万円、1ケ月23万3千円に比べ、6万7千円の差があります。「介護保険における2割負担導入による影響に関する調査について」(給付と負担について「参考資料」第103回介護保険部会)では、「変更した結果、合計利用単位数が減った/サービス利用を中心した」割合が、2割負担で3.8%である」ということが報告されていますが、2割負担の拡大による影響は、

上記の3.8%をはるかに上回ることは明らかです。また、本来介護を必要としながら利用を制限されること自体あってはならないことではないでしょうか。 高齢者の生活実態とかけ離れた改定であると言わざるを得ません。

2. ケアマネジメントの自己負担導入について

ケアマネジメントの利用者負担については、賛成と反対が混在していますが、 懸念されるのは所得に応じて「介護の利用を控える」層も出てくること。セル フプランでの対応は質の担保ができず、結果重度化へと結びついてしまうので はないか、ということです。

自己負担が発生するということは、居宅介護支援事業所が「サービス提供事業者」ということになることを意味することに他なりません。このことは、ケアマネジメントの「中立性」を求めることは困難になり、ケアマネジメントの質へも影響を与えるものと考えられます。

また、自己負担が増えることで利用控えによる事業者の経営への影響が想定されます。2022年1月から9月の「老人福祉・介護事業」の倒産が100件、というデーターもあります。この倒産は決して小規模事業所だけではありません。事業所の減少と、担い手の減少は、介護保険制度そのものの持続性を崩壊させることに他なりません。負担増に対する改定には反対します。

3. 軽度者の総合事業への移行について

「軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方」についても、要介護1及び2の利用者の状態は、決して総合事業で支援できる内容ではありません。特に認知症の方の認定が低い場合が多く、専門的な支援が必要になります。また、現在の要支援1及び2の方についても、総合事業の市町村ごとの実施状況の差が大きく、地域格差を広げる結果になっているのではないでしょうか。

「地域の実情に応じて」ということだけでは、この総合事業は前に進んでいかないと考えると同時に、この間の検証と総合事業そのものの見直しが必要ではないかと考えます。